（様式第１号）

令和　年　月　日

特定機関確認申請書

京都府適正受入管理協議会 宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（初めて確認を受けようとする場合は記載不要）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針（以下「指針」という。）第４の規定に基づき、下記のとおり、特定機関の基準に適合していることの確認を申請します。

　なお、当機関は、申請書の記載が真実であることを宣誓し、特定機関の基準に適合していることの確認を受けた後、不正の手段により確認を受けたことが明らかになった場合には、特定機関の基準に適合しない旨の通知を受けても異議を申し立てません。

記

１ 機関に関する事項

(１) 機関の名称

(２) 主たる営業所の所在地

(３) 連絡先

　　 ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

メールアドレス：

(４) 役員

別紙１のとおり

(５) 設立年月日

(６) 職員数　　 名

常勤職員数　　　名（うち、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（以下「本事業」という。）に従事する職員数　 　名）

（７) 本事業の責任者（管理者）の役職・氏名

２ 受入れを予定している外国人農業支援人材に関する事項

(１) 受入予定人数（国籍別）

名（国籍： 　　　　　　）

(２) 雇用する本社又は直営事業所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 所在地 | 連絡先 | | |
| ＴＥＬ | ＦＡＸ | メールアドレス |
|  |  |  |  |  |

３ 特定機関の基準に関する事項

(１) 指針に照らし、以下の必要な措置を講じていること（政令第21条第１号）

　① 雇用する本社又は直営事業所が、事業実施区域内又はこれに隣接する市町村の区域内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内）にあること（指針第５第１項）

　 （本社又は直営事業所の所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

　② 労働者派遣事業を行う本社又は直営事業所において雇用すること（指針第５第１項）

　 （労働者派遣事業の許可番号／旧特定労働者派遣事業届出受理番号：　　　　　　　）

　③ ①の本社又は直営事業所において、外国人農業支援人材を派遣労働者としてフルタイムで雇用し、職務内容、雇用期間、報酬額その他の雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書により締結すること（指針第５第１項）

　④ 外国人農業支援人材が政令第20条各号に定める要件を満たすことの確認に努めること（指針第５第２項）

　⑤ 渡航に要する費用その他の費用の負担者、負担割合等を関係当事者の合意により明確かつ適切に定め、これを文書により締結すること（指針第５第２項）

　⑥ 報酬額が、同等の農業支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上で あること（指針第５第３項）

　　ア）基本賃金（月給）：　　　　　　　　円

　　※労働者派遣契約によるため申請時点では基本賃金が確定していない等の場合は、予定される金額の最低額を記載すること。

　　イ）賞与及び諸手当の有無、種類及び金額

　⑦ 外国人農業支援人材の本事業に基づく農業支援活動は通算して３年までとすること（指針第５第４項）

　⑧ 外国人農業支援人材又はその家族等の密接な関係を有する者（以下「外国人農業支援人材等」という。）から、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理せず、かつ、外国人農業支援人材等との間で、雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結しないこと（指針第５第５項）

　　ア) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理することの有無 （ 有 ・ 無 ）

　　イ) 雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結することの有無 （ 有 ・ 無 ）

　⑨ 前項の受入れに際して他の機関が関与する場合は、当該機関が外国人農業支援人材等との間で同項に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は契約の締結をしてはいないことの確認を行い、かつ、当該機関との間で当該契約の締結をしないこと（指針第５第６項）

　　※別紙２を添付すること。

　　ア）他の機関における前項の保証金の徴収、財産の管理の有無 （ 有 ・ 無 ）

　　イ）他の機関における前項の違約金等の契約の締結の有無 （ 有 ・ 無 ）

　　ウ) 他の機関との前項の契約の締結の有無 （ 有 ・ 無 ）

⑩ 事業実施区域を含む都道府県内（認定区域計画において別途定めた区域がある場合には、当該区域内）において、外国人農業支援人材の住居を確保すること（指針第５第７項）

（住居を確保する主体：　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 　）

（確保する住居の所在地：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）

※住居の適正及び定期の費用負担についての確認書を添付すること。

⑪ 食費、居住費、その他名目のいかんを問わず外国人農業支援人材に定期に費用を負担させるときは、当該外国人農業支援人材に、当該費用の対価として供与される食事、住居その他の利益の内容を十分に理解させ、当該外国人農業支援人材と文書をもって合意し、かつ、当該費用の額が実費に相当する額その他の適正な額とすること（指針第５第８項）

（外国人農業支援人材から徴収予定の食費：　　　　　　　　　　　　　　　 円）

（外国人農業支援人材から徴収予定の居住費：　　　　　　　　　　　　　　 円）

（外国人農業支援人材から徴収予定の水道光熱費：　　　　　　　　　　　 円）

（外国人農業支援人材から徴収予定のその他定期に負担する費用：　　　　 円）

※住居の適正及び定期の費用負担についての確認書を添付すること。

　⑫ 外国人農業支援人材に対し、ア）農業支援活動に関する教育訓練、イ）日常生活及び農業支援活動に必要な日本語能力、ウ）在留上及びエ）就業上理解しておくべき関係法令、オ）苦情及び相談を受ける窓口等について、必要な研修を行うこと（指針第５第９項）

　⑬ 外国人農業支援人材に対し、居住地域において安心して日常生活を営むための必要な支援を適切に実施すること（指針第５第10項）

　⑭ 受け入れる外国人農業支援人材に従事させる業務に従事する相当数の労働者を非自発的に離職させていないこと（指針第５第11項）

　　 当該業務に従事する相当数の労働者を非自発的に離職させていることの有無

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 有 ・ 無 ）

　⑮ 派遣先農業経営体との間の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第26条第１項に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）に基づき、外国人農業支援人材による農業支援活動を提供すること（指針第６第１項）

　⑯ 事業実施区域以外の区域において外国人農業支援人材による農業支援活動を提供しないこと（指針第６第２項）

（農業支援活動を提供しようとする区域：　　　　　　　　　　　　　 ）

　⑰ 派遣先農業経営体が外国人農業支援人材に事業実施区域以外の区域において農業支援活動をさせないようにすること（指針第６第３項）

⑱ 派遣先農業経営体が外国人農業支援人材に農業支援活動以外の業務をさせないようにすること（指針第６第３項）

　⑲ 派遣先農業経営体が指針第７第１項各号のいずれの要件にも該当する場合に限り、当該派遣先農業経営体と外国人農業支援人材に係る労働者派遣契約を締結すること（指針第７第１項）

　⑳ 派遣先農業経営体との間で締結する、労働者派遣契約において、外国人農業支援人材が派遣先農業経営体において行う農業支援活動の内容をあらかじめ明確に定めること。その際、農業支援活動の内容は農作業を主とすること（指針第７第２項）

　㉑　派遣元事業主として出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者派遣法など本事業の適正な実施に必要な法令の規定を遵守するために必要な措置を講じること（指針第７第２項）

　㉒　労働者派遣法第28条に定める場合のほか、派遣先農業経営体が指針に照らし不適切な行為をした場合は、当該派遣先農業経営体に対する労働者派遣を停止し、又は当該派遣先農業経営体との間の労働者派遣契約を解除すること（指針第７第３項）

㉓ 指針第10第５項又は第11第２項の規定に基づき適正受入管理協議会から是正のための措置の実施を求められた場合において、派遣先農業経営体に対し当該措置その他必要な措置を講ずることを求めたときは、当該各項の規定による適正受入管理協議会への報告を終えるまでの間、当該派遣先農業経営体に対する労働者派遣を一時停止するなど、必要かつ適切な対応をすること（指針第７第３項）

　㉔ 外国人農業支援人材の苦情及び相談を受ける窓口を設け、適切に対応できる体制とするとともに、派遣先農業経営体において外国人農業支援人材が不当に扱われた場合等に対応して、外国人農業支援人材を保護する仕組みを設けていること（指針第12第１項）

　㉕ 外国人農業支援人材が㉔の規定による苦情を申し述べ、又は相談を行ったこと を理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと（指針第12第２項）

　㉖ 外国人農業支援人材が病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できないときは、当該帰国旅費を負担すること（指針第13第１項）

　㉗ 他の特定機関との間における協定の締結等により、㉖の場合において、倒産等のやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときには当該帰国費用が確保されるよう必要な措置を講じていること（指針第13第２項）

　㉘ ㉖及び㉗に規定する帰国旅費について、賃金の控除等により当該外国人農業支援人材に負担させないこと（指針第13第３項）

　㉙ 特定機関の基準に適合しなくなった場合その他特定機関に起因する理由によって外国人農業支援人材の雇用の継続が不可能となった場合において、外国人農業支援人材本人に責がなく、かつ本人が継続して本事業による在留を希望するときは、当該外国人農業支援人材を受け入れる新たな特定機関を確保するよう努めること（指針第14）

　㉚ 指針第13第２項及び第14の規定に定める措置の円滑な実施等本事業の円滑かつ確実な実施を図るため、すべての特定機関により構成する協議会を設けるよう努めること（指針第15）

(２) 本事業を遂行するために必要な経済的基礎を有すること（政令第21条第２号）

(３) 事業実績又は人的構成に照らして本事業を適正かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること（政令第21条第３号）

(４) 次のいずれにも該当しない者であること（政令第21条第４号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 該当 | |
| 法人 | 役員 |
| イ | 政令第18条第４号イからニまで又はヘからチまでのいずれかに該当する者 |  | |
|  | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者 | 有・無 | 有・無 |
|  | 出入国若しくは労働に関する法律の規定（ニに規定する規定を除く。）であって法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成27年法務省・厚生労働省令第１号）で定めるもの又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者 | 有・無 | 有・無 |
|  | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）の規定（同法第50条（第２号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60 号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者 | 有・無 | 有・無 |
|  | 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の２若しくは第214条第１項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第１項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第１項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の２若しくは第104条第１項（同法第102条又は第103条の２の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第１項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者 | 有・無 | 有・無 |
|  | 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 | 有・無 | 有・無 |
|  | 過去５年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者 | 別紙３  のとおり | 別紙３  のとおり |
|  | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（ル及び第二十一条第四号ホにおいて「暴力団員等」という。） | 有・無 | 有・無 |
| ロ　心身の故障により国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの | | 有・無 | 有・無 |
| ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの | | 有・無 | 有・無 |
| ニ　― | |  |  |
| ホ　暴力団員等がその事業活動を支配する者 | | 有・無 | 有・無 |

（５）次の指針に関する過去５年以内の違反行為がないこと

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 過去５年  以内の該当 | |
| 法人 | 役員 |
| ①　特定機関において、不正な手段により指針第３第３項（１）の適正受入管理協議会の確認を受ける行為及び当該確認を受けることなく、又は令第21条で定める基準に適合しない旨の通知を受けた後に外国人農業支援人材を雇用する行為 | 有・無 | 有・無 |
| ②　特定機関において、別紙３に掲げる外国人の特定農業支援活動に係る不正行為を行ったことにより、指針第９第３項(２)に該当する場合又は特定農業支援活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の指針第９第３項(３)による適正受入管理協議会への報告を怠る行為 | 有・無 | 有・無 |
| ③　②に掲げるもののほか、特定機関において、指針第９、第10第５項及び第11第２項の適正受入管理協議会への報告を怠る行為 | 有・無 | 有・無 |
| ④　特定機関において、指針第12の窓口を設置せず、又は苦情及び相談への対応を怠る行為 | 有・無 | 有・無 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ⑤　特定機関において、①から④までに掲げる特定農業支援活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為 | 有・無 | 有・無 |

(６) その他必要な事項

【*記載例】*

*①　労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していることを宣誓します。*

*②　適正受入管理協議会から求められたときは、賃金水準等の調査に協力することを宣誓します。*

*③　適正受入管理協議会から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、その指導に従うことを宣誓します。*

*④　一時帰国が可能な程度の休暇の取得を認める社内制度があり、その活用を認めます。*

（備考）

１．申請した事項（３（１）⑩外国人農業支援人材の住居を除く。）に変更が生じたときは、速やかに、この様式により、変更箇所が分かるよう指針第９第３項（１）に基づく報告をすること。なお、３（１）⑩外国人農業支援人材の住居に変更が生じたときは、速やかに、様式第４号外国人農業支援人材受入報告書により、報告することとする。

２．必要な添付書類を添付すること。